

## 非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(社団関係その8)

拠出金(仮称)の拠出に関する規律について、以下のように考えてはどうか。

## 1 定義

拠出金(仮称)とは、定款の定めるところにより、社員又は第三者から法人に対して拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して次の2から8までの規律及び法人と当該拠出者との合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負うものをいうものとする。

拠出金(仮称)は、法人の財産的基礎を構成するものと位置づけるものとする。

## 2 拠出金(仮称)の拠出を求める旨の定め

法人が拠出金(仮称)の拠出を求めようとする場合には、定款に拠出金(仮称)の拠出を求める旨を定めなければならないものとする。

## 1 上記のほか、次の事項を定款記載事項とする。

拠出金(仮称)の拠出者の権利に関する規定

拠出金(仮称)の返還の手続

## 2 次の事項を登記事項とする。

後記3(3)の払込みがされた拠出金(仮称)の総額(3の現物拠出者があるときは、定款に記載された現物拠出財産の価格を含む。)

上記1、と同じ。

## 3 金銭以外の財産を拠出金(仮称)の目的として拠出する場合(以下「現物拠出」という)には、現物拠出をする者の氏名又は名称、現物拠出財産及びその価格を定款に記載しなければ、その効力を生じないものとする。

## 4 3の場合には、現物拠出者が、定款の認証年月日等所要の事項を記載した用紙に、現物拠出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならないものとする。

### 3 拠出金 (仮称) の募集、割当及び払込等

#### (1) 拠出金 (仮称) の募集

理事は、拠出金 (仮称) の総額を定め、その募集をしなければならないものとする。

1 設立当初の拠出金 (仮称) の総額については、定款で定めることもできるものとする。

2 理事は、拠出金 (仮称) の払込み取扱場所を定め、その他所要の事項を記載した申込用紙を作成し、これを上記の募集に応じて拠出金 (仮称) の拠出の申込みをしようとする者に交付しなければならないものとする。

3 拠出金 (仮称) の拠出の申込みをしようとする者は、1の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならないものとする。

#### (2) 拠出金 (仮称) の割当て

理事は、(1)により拠出金 (仮称) の拠出の申込みをした者について、拠出すべき金額を割り当てるものとする。

1 上記(1)で理事が定めた拠出金 (仮称) の総額を超えて、拠出金 (仮称) の拠出の申込みがあった場合には、理事は、拠出金 (仮称) の総額を変更することができるものとする。

2 拠出金 (仮称) の拠出の申込みが、上記(1)の拠出金 (仮称) の総額に満たないときは、拠出の申込みがあった限度で拠出金 (仮称) の募集を打ち切ることができるものとする。

#### (3) 拠出金 (仮称) の払込み等

(1)の拠出金 (仮称) の総額 (上記(2) 1の場合には変更後の総額、同 2の場合には拠出の申込みがあった額とするものとする。)について拠出者が確定したときは、理事は、遅滞なく、(2)により拠出すべき拠出金 (仮称) の額の割当を受けた者に当該割当額の払込みをさせなければならないものとする。

1 上記の払込みは、(1) 2の払込取扱場所においてしなければならないものとする。また、設立の登記の際には、払込取扱機関への金銭の払込みがあることを証明しなければならないものとする。

2 現物拠出者に現物拠出財産の給付をさせる場合も上記(3)と同様とする。

#### 4 現物拠出の調査

理事は、現物拠出に係る事項の調査をさせるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならないものとするべきか。

#### 5 設立手続の調査

理事は、次に掲げる事項を調査しなければならないものとする。

(1) 現物拠出財産について定款に記載された価格が相当かどうか。

(2) 上記 3(3)の払込み及び同 2の給付が完了したかどうか。

#### 6 拠出金 (仮称) の拠出に関する担保責任

(1) 引受担保責任の要否

いわゆる引受担保責任に係る規律は設けないものとする。

(2) 払込担保責任の要否

いわゆる払込担保責任の要否について、どう考えるか。

法人の設立の時に(3)の払込み又は同 2の給付がされていないものがあるときは、法人の成立当時の社員及び理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物拠出財産の価額を弁済する責めに任ずるものとするべきか。

#### 7 拠出金 (仮称) の増加

理事は、法人の設立後にも拠出金 (仮称) の募集をすることができるものとする。

- 1 拠出金（仮称）の募集の決定について、定款の定めにより、社員総会の決議に要するものとする可否について、どう考えるか。
- 2 法人の設立後における拠出金（仮称）の募集、割当、払込み等に関しては、設立時の規律に倣うものとする。

## 8 拠出金（仮称）の返還の要件

拠出金（仮称）の拠出をした者は、拠出額の限度でその返還を受けることができるものとする。

- 1 拠出金の返還は、 定時社員総会の決議に基づき、かつ、 毎事業年度末の貸借対照表に基づき剰余金として処分可能な額の範囲内で行わなければならないものとする。
- 2 上記 、 の規律に違反して拠出金の返還がされた場合、社団法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を法人に対して返還することを請求することができるものとする。
- 3 拠出金の返還に係る債権には、利息を付することができないものとする方向で、検討する。
- 4 拠出金が返還される場合には、返還される拠出金に相当する金額が積み立てられるものとし、この積立金は、取り崩すことができないものとする。

## 9 拠出金（仮称）の返還に係る債務の弁済の順序

法人の清算時における拠出金の返還に係る債務の弁済は、その余の法人の債務が弁済された後でなければ、することができないものとする。

拠出金（仮称）の拠出がされた法人における残余財産とは、債務（拠出金（仮称）の返還に係る債務を含む。）を完済した解散後の法人の残存する財産をいうものとする。